

倉敷市水道局入札契約制度改正

平成 2 9 年 6 月 1 日

倉敷市水道局の入札契約制度について次のとおり改正します。

1 建設工事における最低制限価格基準率の算定方法の改正

(1) 改正内容

設計金額にかかわらず、最低制限価格基準率の算定方法を次のとおり変更します。

最低制限価格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times \underline{0.90} + \text{一般管理費} \times 0.55) \div \text{工事価格}$

(2) 施行年月日

平成 2 9 年 6 月 1 日以降公告（指名通知）分から

2 低入札価格調査基準率及び失格基準率の算定方法の改正

(1) 改正内容

低入札価格調査基準率及び失格基準率の算定方法を次のとおり変更します。

ア 低入札価格調査基準率の算定方法の変更

低入札価格調査基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第 3 位以下を切り捨てた率とします。

低入札価格調査基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times \underline{0.90} + \text{一般管理費} \times 0.55) \div \text{工事価格}$

イ 失格基準率の算定方法の変更

失格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.90 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times \underline{0.85} + \text{一般管理費} \times 0.50) \div \text{工事価格}$

(2) 施行年月日

平成29年6月1日以降公告（指名通知）分から

3 測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法の改正

（1）改正内容

次の対象業務の最低制限価格基準率について、0.70とします。

なお、造園業務委託における最低制限価格基準率は従前どおり0.72とします。

（2）対象業務

ア 測量業務

イ 建設コンサルタント業務

ウ 地質調査業務

エ 補償コンサルタント業務

オ 漏水調査業務

（3）施行年月日

平成29年6月1日以降指名通知分から

4 社会保険等未加入対策について

（1）改正内容

元請業者と社会保険未加入業者との一次下請契約を下請代金の総額にかかわらず、原則禁止します。

（2）施行年月日

平成29年6月1日以降公告（指名通知）分から

5 その他

平成27年6月1日から試行を行っている「送・配水管布設工事における一般競争入札（条件付）の地区要件の変更（試行）」について、平成29年6月1日以降も試行します。